

福島県高校生等「奨学給付金」申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**非課税世帯**や**生活保護受給世帯**の方に奨学給付金を給付します。

「返還不要」です。

制度の概要

◆ 対象となる世帯

令和2年7月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等が福島県内に住所を有すること
※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和2年度)が非課税であること
又は生活保護受給世帯であること
※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税であることが必要です。
- ③ 生徒が平成26年度以降に就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること
※ 対象校:高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額)

給付区分	対 象	課程等	生徒の状況	国公立	私立	必要書類
1. 生活保護受給世帯	生活保護(生業扶助)を受給している世帯	専攻科以外		32,300円	52,600円	裏面A
		専攻科		36,500円	38,100円	
2. 所得割非課税世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(1を除く)	通信制及び専攻科以外	第1子	84,000円	103,500円	裏面B
			第2子以降(★)	129,700円	138,000円	裏面C
		通信制及び専攻科		36,500円	38,100円	裏面B

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒

- ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉
イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹
ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹
エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込

※ 振込の前に給付決定通知書を郵送します。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(※裏面参照)を添えて、在学する学校に提出してください。
(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限

令和2年 7 月 20 日(月) ※学校の指定する日

令和2年度から**家計急変世帯**向けの支援を新たに開始しました。
詳しくは**家計急変世帯向け**の案内をご確認ください。

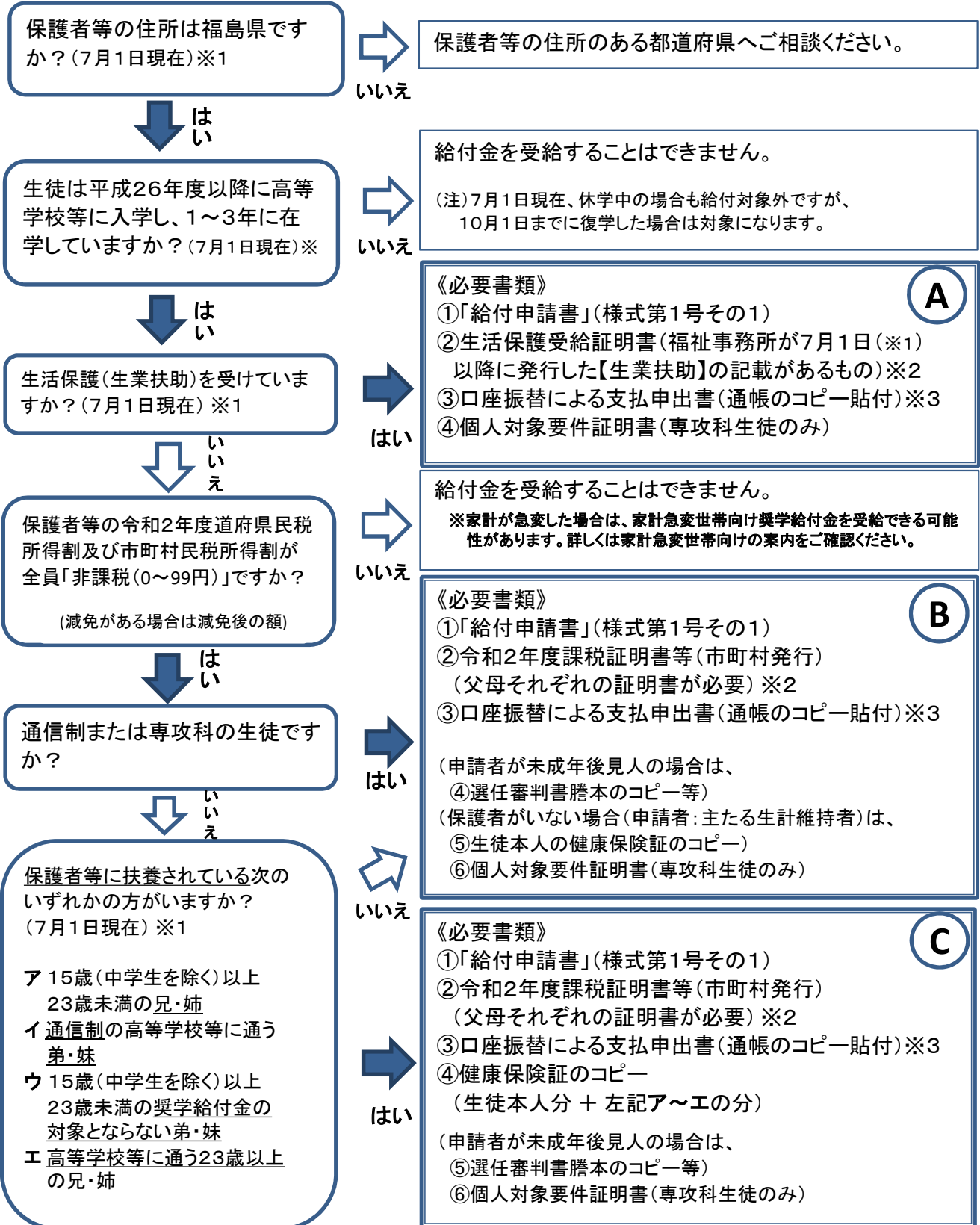
※前倒し給付を申請された方へ

残りの給付額を給付しますので、
忘れずに今回も申請してください。

注意事項

- ・ 給付を受けるには**毎年、申請手続が必要**です。
- ・ 対象生徒が2人以上いる場合、**それぞれの生徒ごとに申請が必要**です。
- ・ 高等学校等就学支援金とは別の手続となりますので、忘れずに奨学給付金の申請もしてください。

<「奨学給付金」必要書類等 確認チャート> ※1～3は下段の説明をお読みください。



※1 秋入学の生徒は基準日が「入学日」になります。

※2 生活保護受給証明書(「生業扶助」の記載がある7月1日以降発行のもの)又は課税証明書等は、就学支援金の申請に使用したもののコピーで構いません。

ただし、控除対象配偶者になっている保護者についても、課税証明書等の提出が必要です。

※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。

通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)

□ 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。

□ 授業料以外の教育費(教材費、学用品費、修学旅行費等)を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。